

末木枝条公売公告

物件番号1：2年度胆振東部署【糸井地区その2】保全整備（保育間伐）第4号（集材を伴う）
物件番号2：3年度胆振東部署【稲里地区】保全整備（保育間伐等）第2号（集材を伴う）
物件番号3：3年度胆振東部署【樽前地区】治山事業工事支障木（集材を伴わない）

令和3年11月9日

分任契約担当官

胆振東部森林管理署長 中塚 智之

次により末木枝条の一般競争入札を行いますので、買受希望者は、売買契約書（案）、国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得、及び現場を熟覧のうえ入札してください。

1. 入札物件の種類及び数量等

「末木枝条公売物件総括表」のとおり

2. 入札（開札）日時及び入札（開札）場所

(1) 入札（開札）日時 令和3年11月25日（木曜日）

午前11時00分 開始

締切即開札

(2) 入札（開札）場所 白老郡白老町日の出町3丁目4番1号

胆振東部森林管理署 会議室

3. 入札参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと及び、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 入札の参加に必要な証明書等の提出

入札に参加しようとする者は次の証明書（写し可）を入札開始前に提出すること。

(1) 北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者は、資格確認通知書。

(2) 上記の者の代理人が入札する場合は、資格確認通知書及び委任状。

5. 入札

(1) 入札注意事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得をご覧ください。

(2) 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件ごとに別葉として総額を記載して下さい。

なお、所定の用紙を使用しない場合は、「北海道森林管理局競争契約入札心得を承知のうえ、入札する」旨明記して下さい。

(3) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 郵便入札も受け付けます。

ただし、北海道森林管理局長から林産物の売払いに係る一般競争参加資格について、資格確認通知書の交付を受けた者及び北海道森林管理局以外の森林管理局長から一般競争参加資格の資格確認通知書の交付を受けた者とします。

この場合、二重の封筒を使用し、表に必ず「郵便入札」と朱書し、内封筒には売払物件毎の入札書、外封筒には有資格証明書（写し）を同封のうえ、入札前日（前日が土、日、祝日の場合はその前日）の午後5時までに到達するよう書留郵便をもって当森林管理署へ送付してください。

なお、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できません。

(5) 錯誤等を理由として、自らのした入札を無効とする旨の申出は開札後から落札宣言までの間とし、開札前又は落札宣言後は、いかなる場合も無効の申出をすることが出来ないこととします。

6. 入札保証金

免除します。

7. 契約書の作成

契約書の作成は、落札決定の日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）。

8. 代金の納入

契約締結の日から20日以内に納入告知書により代金を納付してください。

9. 契約保証金

免除します。

10. 契約の解除

買受人が契約条件を履行しないで解除したときは、契約代金（消費税相当額を含む）の100分の10に相当する金額を違約金として当森林管理署長が指定する期限までに納付して頂きます。さらに、競争入札参加資格を取消し、または付与しないことがあります。

11. 物件の引渡し
代金納入の日から15日以内に引渡しを行います。
12. 物件の搬出期間
各物件の搬出期間は「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
13. 物件明細書、売買契約書（案）等の閲覧場所
胆振東部森林管理署
白老郡白老町日の出町3丁目4番1号 電話0144-82-2161
14. 特約事項について
売買契約に当たり「別紙1」の特約事項を付すこととしますので、十分認識したうえで入札してください。
15. 法令制限等について
(1) 本物件の搬出に係る保安林内の作業行為については、「末木枝条公売物件総括表」のとおりです。
(2) 事業実行の際は、保安林指定の有無を問わず、林地保全、河川汚濁防止等には十分配慮願います。
16. 物件の現地案内
現地案内については省略させていただきますので、物件位置図をご参照の上、ご不明な点は胆振東部森林管理署、または該当する樽前森林事務所、糸井森林事務所へお問い合わせください。
17. 国有林野事業林産物売買契約約款、北海道森林管理局競争契約入札心得については、北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.htm>) をご覧ください。
18. その他詳細については、胆振東部森林管理署業務グループにお問い合わせください。

胆振東部森林管理署

〒 059-0903 白老郡白老町日の出町3丁目4番1号
Tel. 0144 - 82 - 2161
050 - 3160 - 5700 (I P)
Fax. 0144 - 82 - 2163

樽前森林事務所

〒 059-0922 白老郡白老町字萩野
Tel. 0144 - 83 - 2226
Fax. 0144 - 83 - 4588

糸井森林事務所

〒 053-0021 苫小牧市若草町4丁目4-22
Tel. 0144 - 34 - 2352
Fax. 0144 - 32 - 3198

特約事項

1. 入林手続き及び搬出済の届出

- (1) 事業着手前に、「着手届」を胆振東部森林管理署に提出し、その内容について署長の承認を受けてから作業に着手すること。(生産事業請負者と同一であって、生産事業と同時進行で着手する場合は必要ありません。)
- (2) 物件の搬出を終えたときは、遅延なく胆振東部森林管理署に「搬出済届」を提出すること。

2. 林地保全、河川汚濁防止等

- (1) 売払い物件を十分確認し、すべて搬出すること。
- (2) 河川汚濁防止に十分注意して作業すること。
- (3) 使用する林業専用道等については、工作物を損傷しないこと。また、事業の終了時に不陸均しを行い、通行に支障の無いよう回復すること。

3. 狩猟期間中の安全対策

北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、当該国有林を管轄する胆振東部森林管理署は銃猟安全対策を定めることから、期間や可猟区域等について事業着手前に必ず確認すること。

なお、事業者は「事業実行中」、「狩猟入林禁止」の看板のほか「発砲禁止」ののぼりを作業地の入口等の視認しやすい場所に設置すること。

また、事業実行箇所を含む周辺国有林において、市町村から有害鳥獣捕獲のため可猟とするよう要請があった場合は、可能な限り協力すること。

4 無人航空機の飛行

国有林野内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を胆振東部森林管理署長等に提出するとともに、以下の点に留意すること。

- (1) 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として買受者が行うこと。
特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意すること。
- (2) 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに胆振東部森林管理署長等へ報告すること。こうした場合の無人航空機の回収は、買受者の責任において行うこと。
- (3) 一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わないこと。
また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図ること。

5. その他

- (1) 数量の不足、隠れた瑕疵があってもその担保の責任は負いません。
- (2) 生産事業実行中の箇所については、事業請負者と別の者が購入した場合、事業完了後でなければ搬出はできません。
- (3) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (4) 集材を伴う未利用材を集積した後の林外への運搬・輸送については、必ず森林官の許可を得ること。
- (5) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡しその指示に従うこと。
- (6) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。

末木枝条公売物件総括表

令和3年11月25日入札

胆振東部森林管理署

物件 番号	樹種	区分	面積 (ha)	N L 計	本数 (本)	材積 (m³)	物件所在地		保安林協議	搬出期間	備考	開 札 結 果							
							林小班	担当区				入札 枚数	1 番 札		2 番 札		3 番 札		
													金額	入札者	金額	入札者	金額	入札者	
1	トドマツ 外	末木枝条	134.02	N L 計		402.19 41.74 443.93	258ほ1外	樽前	伐採協議 不要 作業行為 令和3年5月1日～令和8年3月31日	引渡しの日又は事業完了 から1年	生産請負事業(3年度胆振東 部署【樽前地区】保全整備(保 育間伐等)第2号)に係わる未 利用材。集材を伴う。								
2	アカエゾ マツ外	末木枝条	166.58	N L 計		824.07 81.53 905.60	1288と外	糸井	伐採協議 不要 作業行為 令和3年4月1日～令和8年3月31日	引渡しの日又は事業完了 から1年	生産請負事業(2年度胆振東 部署【糸井地区その2】保全整 備(保育間伐)第4号)に係わる 未利用材。集材を伴う。								
3	トドマツ外	末木枝条		N L 計	53 139 192	19.21 27.34 46.55	286い2	樽前	伐採協議 不要 作業行為 不要	引渡しの日から1年	治山事業工事に伴う未利用 材。 集材を伴わない。								
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
				N L 計					伐採協議 不要 作業行為										
合 計				N L 計		1,245.47 150.61 1,396.08													

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

物 件 明 細 書

物件番号	担当区
1 号	樽前

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
258	ほ1 外		末木枝条(集材を伴う)	134.02	トドマツ外	1~100		443.930 m ³
合 計								443.930 m ³

※計算式により算出

物件明細書

物件番号	担当区
2 号	糸井

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
1288	と外		末木枝条(集材を伴う)	166.58	アカエゾマツ外	1～100		905.600 m ³
合 計								905.600 m ³

※計算式により算出

物件明細書

物件番号	担当区
3 号	樽前

林班	小班	集積番号	区分	面積	樹種	径級	本数	材積
286	い2		末木枝条(集材を伴わない)	—	トドマツ外	10～36	192	46.550 m ³
合 計								46.550 m ³

末木枝条入札書

物件番号 第 _____ 号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

分任契約担当官 _____ 森林管理署長 殿

住所氏名

参加資格者整理番号

--	--	--	--

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

末木枝条入札書

物件番号 第 _____ 号

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税に相当する額を加算した金額となること及び入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

分任契約担当官 _____ 森林管理署長 殿

住所氏名

参加資格者整理番号

--	--	--	--

(注) 入札金額の頭部に¥を記入して下さい。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
森林管理（支）署長

殿

